

「PASMO取扱規則」 新旧対照表（抜粋）

現行版	改定版
PASMO取扱規則	PASMO取扱規則
<p style="text-align: right;">制 定 2007年 2月 1日 最終改定 2022年 3月12日</p>	<p style="text-align: right;">制 定 2007年 2月 1日 最終改定 2023年 3月18日</p>
<p>第1章 総則</p>	<p>第1章 総則</p>
<p>（適用範囲）</p>	<p>（適用範囲）</p>
<p>第2条 PASMOにかかわる取扱いについては、この規則の定めるところによる。</p> <p>2 PASMOのうち携帯情報端末又は特定携帯情報端末におけるPASMOの使用については、この規則によらない場合があり、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところによる。</p> <p>3 PASMOを使用した旅客の運送等については、第3条第1項第1号に規定するPASMO取扱事業者の旅客営業規則等の定めるところによる。</p> <p>4 第3条第1項第12号に規定するPASMO加盟店での商品・サービスの購入等にかかわる使用（以下「電子マネー取引」という。）については、PASMO電子マネー取扱規則等の定めるところによる。</p> <p>5 当社が、当社以外の者（以下「提携先」という。）と提携した一体型PASMOにおける提携先のサービスの取扱いについては、当該提携先の定めるところによる。</p> <p>6 当社は、この規則及びこの規則に関連して定められた規定を相当な範囲で変更することがある。この場合、当社は変更の時期及び変更内容を予め当社ウェブサイトに掲載する。</p> <p>7 この規則が改定された場合、以後のPASMOにかかわる取扱いについては、改定された規則の定めるところによる。</p> <p>8 この規則に定めのない事項については、法令等の定めるところによる。</p>	<p>第2条 PASMOにかかわる取扱いについては、この規則の定めるところによる。</p> <p>2 PASMOのうち携帯情報端末又は特定携帯情報端末におけるPASMOの使用については、この規則によらない場合があり、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところによる。</p> <p><u>3 PASMOのうち障がい者用PASMOの使用については、この規則によらない場合があり、障がい者用PASMO取扱特約の定めるところによる。</u></p> <p><u>4</u> PASMOを使用した旅客の運送等については、第3条第1項第1号に規定するPASMO取扱事業者の旅客営業規則等の定めるところによる。</p> <p><u>5</u> 第3条第1項第12号に規定するPASMO加盟店での商品・サービスの購入等にかかわる使用（以下「電子マネー取引」という。）については、PASMO電子マネー取扱規則等の定めるところによる。</p> <p><u>6</u> 当社が、当社以外の者（以下「提携先」という。）と提携した一体型PASMOにおける提携先のサービスの取扱いについては、当該提携先の定めるところによる。</p> <p><u>7</u> 当社は、この規則及びこの規則に関連して定められた規定を相当な範囲で変更することがある。この場合、当社は変更の時期及び変更内容を予め当社ウェブサイトに掲載する。</p> <p><u>8</u> この規則が改定された場合、以後のPASMOにかかわる取扱いについては、改定された規則の定めるところによる。</p> <p><u>9</u> この規則に定めのない事項については、法令等の定めるところによる。</p>
<p>（用語の意義）</p>	<p>（用語の意義）</p>
<p>第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）「PASMO取扱事業者」とは、当社がPASMOの取扱いを認める鉄道事業者またはバス事業者として別に定める事業者をいう。</p> <p>（2）「無記名PASMO」とは、PASMOのうちカード等に使用者の情報等を記録しない、持参人の使用に供するPASMOをいう。</p> <p>（3）「記名PASMO」とは、PASMOのうちカード等に使用者の氏名、性別、生年月日等を記録した記名人本人の使用に供するPASMOをいう。</p> <p>（4）「大人用PASMO」とは、記名人が大人である記名PASMOをいう。</p> <p>（5）「小児用PASMO」とは、記名人が小児であって小児のみが使用に供することのできる記名PASMOをいう。</p> <p>（6）「他社発行ICカード」とは、当社以外のICカード発行事業者が発行する、金銭的価値等を記録することができるICチップを内蔵するカード等であって、当社との相互利用契約等に基づき、乗車券等としての使用又は商品・サービス等の決済手段として、PASMO取扱事業者又はPASMO加盟店において、使用ができるものをいう。</p> <p>（参考 他社発行ICカードは次のものをいう。 [2013年3月23日現在]</p> <p>ア 北海道旅客鉄道株式会社が発行する「Kitaca」</p> <p>イ 東日本旅客鉄道株式会社が発行する「Suica」</p> <p>ウ 東京モノレール株式会社が発行する「モノレールSuica」</p> <p>エ 東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「りんかいSuica」</p> <p>オ 東海旅客鉄道株式会社が発行する「TOICA」</p> <p>カ 株式会社名古屋交通開発機構が発行する「マナカ」</p> <p>キ 株式会社エムアイシーが発行する「manaca」</p> <p>ク 株式会社スルッとKANSAIが発行するICカード</p> <p>ケ 西日本旅客鉄道株式会社が発行する「ICOCA」</p>	<p>第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）「PASMO取扱事業者」とは、当社がPASMOの取扱いを認める鉄道事業者又はバス事業者として別に定める事業者をいう。</p> <p>（2）「無記名PASMO」とは、PASMOのうちカード等に使用者の情報等を記録しない、持参人の使用に供するPASMOをいう。</p> <p>（3）「記名PASMO」とは、PASMOのうちカード等に個人を特定する氏名、性別、生年月日等を記録した記名人本人の使用に供するPASMOをいう。</p> <p>（4）「大人用PASMO」とは、記名人が大人である記名PASMOをいう。</p> <p>（5）「小児用PASMO」とは、記名人が小児であって小児のみが使用に供することのできる記名PASMOをいう。</p> <p>（6）「他社発行ICカード」とは、当社以外のICカード発行事業者が発行する、金銭的価値等を記録することができるICチップを内蔵するカード等であって、当社との相互利用契約等に基づき、乗車券等としての使用又は商品・サービス等の決済手段として、PASMO取扱事業者又はPASMO加盟店において、使用ができるものをいう。</p> <p>（参考 他社発行ICカードは次のものをいう。 [2013年3月23日現在]</p> <p>ア 北海道旅客鉄道株式会社が発行する「Kitaca」</p> <p>イ 東日本旅客鉄道株式会社が発行する「Suica」</p> <p>ウ 東京モノレール株式会社が発行する「モノレールSuica」</p> <p>エ 東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「りんかいSuica」</p> <p>オ 東海旅客鉄道株式会社が発行する「TOICA」</p> <p>カ 株式会社名古屋交通開発機構が発行する「マナカ」</p> <p>キ 株式会社エムアイシーが発行する「manaca」</p> <p>ク 株式会社スルッとKANSAIが発行するICカード</p> <p>ケ 西日本旅客鉄道株式会社が発行する「ICOCA」</p>

- コ 福岡市交通局が発行する「はやかけん」
 - サ 株式会社ニモカが発行する「nimoca」
 - シ 九州旅客鉄道株式会社が発行する「SUGOCA」
- (7)「小児用ICカード」とは、小児用PASMO及び他社発行ICカードのうち、記名人が小児であって、小児の使用に供するものをいう。
- (8)「一体型PASMO」とは、提携先のサービス機能と一体となったカード型情報記録媒体で発行する記名PASMOをいう。
- (9)「バリュー」とは、第1号に規定するPASMO取扱事業者が定める旅客運賃の支払いや乗車券類との引換え、第12号に規定するPASMO加盟店における電子マネー取引に充当する、PASMOに記録された金銭的価値をいう。
- (10)「チャージ」とは、PASMOに入金することをいう。
- (11)「デポジット」とは、返却することを条件に、当社が収受するPASMOの使用権の代価をいう。
- (12)「PASMO加盟店」とは、PASMO電子マネー取扱規則に定める加盟店をいう。
- (13)「グループ会社」とは、第1号に規定するPASMO取扱事業者の親会社・子会社・関連会社（いずれも会社法及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定めるところによる。以下同じ。）、及び第1号に規定するPASMO取扱事業者の親会社の子会社・関連会社をいう。

(制限又は停止等)

第9条 当社は次の各号に該当する場合、PASMO取扱事業者及びPASMO加盟店におけるPASMOの取扱いを一時停止、制限、中断または終了することがある。

- (1) 天災、停電、通信事業者の通信設備の保守、点検、異常、及びコンピュータシステム異常等の不可抗力によりPASMOの取扱いが困難であると当社が認めた場合
- (2) コンピュータシステムの保守、点検または障害等やむを得ない事情により当社がPASMOの取扱いの中止を必要と判断した場合
- (3) 当社が管理・運営するシステムの提供に必要な設備の保守・点検を行う場合、または障害が発生した場合
- (4) 当社が、自主的にPASMOのサービス終了を判断した場合
- (5) その他、やむを得ない事情がある場合

2 当社は、PASMOサービスを中断又は終了するときには、当社ウェブサイト等に掲載することとする。ただし、PASMOサービスの中断又は終了が緊急に必要となった場合、その他やむを得ない事情がある場合には、この限りではない。

3 本条に基づくサービスの制限又は停止等により生じた損害、その他いかなる不利益についても当社はその責めを負わない。

(デポジット)

第11条 当社はPASMOを発売する際に、デポジットとしてPASMO1枚につき500円を収受する。

- 2 使用者がPASMOを返却したときは、第20条又は第24条の定めにより、当社はデポジットを返却する。
- 3 デポジットは運賃や電子マネー取引等に充当することはできない。
- 4 前各項にかかわらず、一体型PASMOにおいては当社はデポジットを収受しない。
(→第20条「紛失再発行」、第24条「払いもどし」)

(障害再発行)

第21条 PASMOの破損等によって所定の機器で使用できない場合で、別に定める申請書を提出し、かつ当該PASMOを呈示したときは、再発行整理票を発行する。

- 2 前項により再発行整理票が発行された当該PASMOは、使用者が再発行整理票発行日の翌日から14日以内に第1号及び第2号の条件を満たしたうえ、再発行を請求した場合に限って、当該PASMO裏面に刻印されたものと異なるカード番号のPASMOを再発行する。この場合、理由を問わず当該PASMOは返却しない。また、一体型PASMOにおいては、第1号、第3号及び第4号の条件を満たした場合に限って、PASMOの機能を再発行する。
 - (1) 使用者が前項により発行した再発行整理票を提出すること。
 - (2) 使用者が当該PASMOを提出すること。
 - (3) 使用者が当社及び提携先より交付された再発行用の媒体を持参すること。
 - (4) 使用者が障害状態となった当該一体型PASMOと当社及び提携先からの再発行用媒体にかかわる通知を呈示すること。

- コ 福岡市交通局が発行する「はやかけん」
 - サ 株式会社ニモカが発行する「nimoca」
 - シ 九州旅客鉄道株式会社が発行する「SUGOCA」
- (7)「小児用ICカード」とは、小児用PASMO及び他社発行ICカードのうち、記名人が小児であって、小児の使用に供するものをいう。
- (8)「一体型PASMO」とは、提携先のサービス機能と一体となったカード型情報記録媒体で発行する記名PASMOをいう。
- (9)「バリュー」とは、第1号に規定するPASMO取扱事業者が定める旅客運賃の支払いや乗車券類との引換え、第12号に規定するPASMO加盟店における電子マネー取引に充当する、PASMOに記録された金銭的価値をいう。
- (10)「チャージ」とは、PASMOに入金することをいう。
- (11)「デポジット」とは、返却することを条件に、当社が収受するPASMOの使用権の代価をいう。
- (12)「PASMO加盟店」とは、PASMO電子マネー取扱規則に定める加盟店をいう。
- (13)「グループ会社」とは、第1号に規定するPASMO取扱事業者の親会社・子会社・関連会社（いずれも会社法及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定めるところによる。以下同じ。）、及び第1号に規定するPASMO取扱事業者の親会社の子会社・関連会社をいう。

(制限又は停止等)

第9条 当社は次の各号に該当する場合、PASMO取扱事業者及びPASMO加盟店におけるPASMOの取扱いを一時停止、制限、中断又は終了することがある。

- (1) 天災、停電、通信事業者の通信設備の保守、点検、異常、及びコンピュータシステム異常等の不可抗力によりPASMOの取扱いが困難であると当社が認めた場合
- (2) コンピュータシステムの保守、点検又は障害等やむを得ない事情により当社がPASMOの取扱いの中止を必要と判断した場合
- (3) 当社が管理・運営するシステムの提供に必要な設備の保守・点検を行う場合、又は障害が発生した場合
- (4) 当社が、自主的にPASMOのサービス終了を判断した場合
- (5) その他、やむを得ない事情がある場合

2 当社は、PASMOサービスを中断又は終了するときには、当社ウェブサイト等に掲載することとする。ただし、PASMOサービスの中断又は終了が緊急に必要となった場合、その他やむを得ない事情がある場合には、この限りではない。

3 本条に基づくサービスの制限又は停止等により生じた損害、その他いかなる不利益についても当社はその責めを負わない。

(デポジット)

第11条 当社はPASMOを発売する際に、デポジットとしてPASMO1枚につき500円を収受する。

- 2 使用者がPASMOを返却したときは、第20条又は第24条の規定により、当社はデポジットを返却する。
- 3 デポジットは運賃や電子マネー取引等に充当することはできない。
- 4 前各項にかかわらず、一体型PASMOにおいては当社はデポジットを収受しない。
(→第20条「紛失再発行」、第24条「払いもどし」)

(障害再発行)

第21条 PASMOの破損等によって所定の機器で使用できない場合で、別に定める申請書を提出し、かつ当該PASMOを呈示したときは、再発行整理票を発行する。

- 2 前項により再発行整理票が発行された当該PASMOは、使用者が再発行整理票発行日の翌日から14日以内に第1号及び第2号の条件を満たしたうえ、再発行を請求した場合に限って、当該PASMO裏面に刻印されたものと異なるカード番号のPASMOを再発行する。この場合、理由を問わず当該PASMOは返却しない。また、一体型PASMOにおいては、第1号、第3号及び第4号の条件を満たした場合に限って、PASMOの機能を再発行する。
 - (1) 使用者が前項により発行した再発行整理票を提出すること。
 - (2) 使用者が当該PASMOを提出すること。
 - (3) 使用者が当社及び提携先より交付された再発行用の媒体を持参すること。
 - (4) 使用者が障害状態となった当該一体型PASMOと当社及び提携先からの再発行用媒体にかかわる通知を呈示すること。
- 3 当該PASMOの障害再発行の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、当該PA

- 3 当該P A S M Oの障害再発行の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、当該P A S M Oを再発行用の媒体として使用することはできない。
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行わない。なお、この場合、当社が当該P A S M Oのデポジットを収受している場合であっても、デポジット5 0 0円は返却しない。
- (1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合
- (2) 使用者の故意又は重大な過失によりP A S M Oが障害状態となったと認められ、第1 9条第6号により無効となった場合
(→第1 9条「無効となる場合」)

第7章 I Cカードの相互利用

(他事業者におけるP A S M Oの取扱方)

- 第2 6条** 第8条の規定にかかわらず、当社以外のI Cカード発行事業者及びその事業者が認めた利用事業者、または当社以外のI Cカード発行事業者及びその事業者が認めた利用事業者が電子マネー取引としての取扱いを認めた加盟店において、P A S M Oの取扱いを行う。
- 2 前項により、P A S M Oを乗車券等として使用するときは、当該事業者の定めるところによる。また、P A S M Oを電子マネー取引として使用するときは、P A S M O電子マネー取扱規則の定めるところによる。
(→第5条「使用方法及び制限事項」)

(個人情報の共同利用)

- 第2 9条** 当社は、第3条第1項第6号のイ、ウ及びエに記載する他社発行I Cカードの発行事業者との間で、小児用I Cカードの発売にかかわる申込内容の確認を目的として、個人情報のうち氏名、生年月日、性別、電話番号の共同利用を行う。
- 2 前項の個人情報の管理について責任を有する者は、東日本旅客鉄道株式会社
(<https://www.jreast.co.jp/site/privacy.html>)とする。

- S M Oを再発行用の媒体として使用することはできない。
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行わない。なお、この場合、当社が当該P A S M Oのデポジットを収受している場合であっても、デポジット5 0 0円は返却しない。
- (1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合
- (2) 使用者の故意又は重大な過失によりP A S M Oが障害状態となったと認められ、第1 9条第1項第6号により無効となった場合
(→第1 9条「無効となる場合」)

第7章 I Cカードの相互利用

(他事業者におけるP A S M Oの取扱方)

- 第2 6条** 第8条の規定にかかわらず、当社以外のI Cカード発行事業者及びその事業者が認めた利用事業者、又は当社以外のI Cカード発行事業者及びその事業者が認めた利用事業者が電子マネー取引としての取扱いを認めた加盟店において、P A S M Oの取扱いを行う。
- 2 前項により、P A S M Oを乗車券等として使用するときは、当該事業者の定めるところによる。また、P A S M Oを電子マネー取引として使用するときは、P A S M O電子マネー取扱規則の定めるところによる。
(→第8条「取扱箇所」)

(小児用I Cカードの個人情報の共同利用)

- 第2 9条** 当社は、第3条第1項第6号のイ、ウ及びエに記載する他社発行I Cカードの発行事業者との間で、小児用I Cカードの発売にかかわる申込内容の確認を目的として、個人情報のうち氏名、生年月日、性別、電話番号の共同利用を行う。
- 2 前項の個人情報の管理について責任を有する者は、東日本旅客鉄道株式会社
(<https://www.jreast.co.jp/site/privacy.html>)とする。

「P A S M O取扱規則に関する特約」 新旧対照表（抜粋）

現行版	改定版
<p style="text-align: center;">P A S M O取扱規則に関する特約</p> <p style="text-align: right;">制 定 2 0 2 0年 3月1 8日 最終改定 2 0 2 2年 9月2 8日</p> <p>（免責事項）</p> <p>第 1 9条 第 1 4条に定めるモバイルP A S M Oの発行及び発行替え、第 1 5条に定める Apple Pay の P A S M O の発行及び発行替え、並びに前条に定める紛失、故障、機種変更に伴う再発行により、P A S M O I D番号が変更されたことによる使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。</p> <p>2 モバイルP A S M Oを発行した携帯情報端末又は Apple Pay の P A S M O を発行した特定携帯情報端末を紛失した使用者が、再発行の取り扱いを行わなかった期間及び再発行登録申請日におけるバリューの使用、チャージ、払いもどし等で生じた使用者の損害について、当社は一切その責めを負わない。</p> <p>3 当社は、モバイルP A S M O及び Apple Pay の P A S M O の取扱いについて、取扱時にモバイルP A S M Oを発行した携帯情報端末又は Apple Pay の P A S M O を発行した特定携帯情報端末を所持していた者以外に対する責めを負わない。なお、モバイルP A S M O又は Apple Pay の P A S M O が記名P A S M Oの場合、当該記名P A S M Oを当該記名人以外が所持していたときは、当社は当該記名人以外の者によるバリューの使用、チャージ等について、当該記名人に対する責めを負わない。</p> <p>4 当社がこの特約において定める場合、又は特に定める場合を除き、使用者がモバイルP A S M Oもしくは Apple Pay の P A S M Oにより便益を取得したことによって、又はモバイルP A S M Oもしくは Apple Pay の P A S M Oにより取得した便益を喪失もしくは享受しえなくなったことによって、使用者に不利益又は損害が生じた場合であっても、当社は一切その責めを負わない。</p> <p>5 第 9条に定めるモバイルP A S M O又は Apple Pay の P A S M Oの使用環境等、第 1 1条に定めるソフトウェアのバージョン交換等、また携帯情報端末又は特定携帯情報端末のハードウェア及びソフトウェアの仕様、機能等に伴う制限により、モバイルP A S M O又は Apple Pay の P A S M Oの全部もしくは一部のサービスが使用できない場合に生じた損害、その他いかなる不利益について、当社は一切の責任を負わない。</p> <p>6 共有設定P A S M Oにおいては、管理者または使用者による操作、利用またはこの特約に反する取扱い等により管理者又は使用者に不利益又は損害が生じた場合であっても、当事者間で解決するものとし当社は一切その責めを負わない。</p> <p>7 この特約等当社が定める範囲外での利用については、当社は一切の責任を負わないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">P A S M O取扱規則に関する特約</p> <p style="text-align: right;">制 定 2 0 2 0年 3月1 8日 最終改定 2 0 2 3年 3月1 8日</p> <p>（免責事項）</p> <p>第 1 9条 第 1 4条に定めるモバイルP A S M Oの発行及び発行替え、第 1 5条に定める Apple Pay の P A S M O の発行及び発行替え、並びに前条に定める紛失、故障、機種変更に伴う再発行、<u>その他コンピュータシステム処理等</u>により、P A S M O I D番号が変更されたことによる使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。</p> <p>2 モバイルP A S M Oを発行した携帯情報端末又は Apple Pay の P A S M O を発行した特定携帯情報端末を紛失した使用者が、再発行の取り扱いを行わなかった期間及び再発行登録申請日におけるバリューの使用、チャージ、払いもどし等で生じた使用者の損害について、当社は一切その責めを負わない。</p> <p>3 当社は、モバイルP A S M O及び Apple Pay の P A S M O の取扱いについて、取扱時にモバイルP A S M Oを発行した携帯情報端末又は Apple Pay の P A S M O を発行した特定携帯情報端末を所持していた者以外に対する責めを負わない。なお、モバイルP A S M O又は Apple Pay の P A S M O が記名P A S M Oの場合、当該記名P A S M Oを当該記名人以外が所持していたときは、当社は当該記名人以外の者によるバリューの使用、チャージ等について、当該記名人に対する責めを負わない。</p> <p>4 当社がこの特約において定める場合、又は特に定める場合を除き、使用者がモバイルP A S M Oもしくは Apple Pay の P A S M Oにより便益を取得したことによって、又はモバイルP A S M Oもしくは Apple Pay の P A S M Oにより取得した便益を喪失もしくは享受しえなくなったことによって、使用者に不利益又は損害が生じた場合であっても、当社は一切その責めを負わない。</p> <p>5 第 9条に定めるモバイルP A S M O又は Apple Pay の P A S M Oの使用環境等、第 1 1条に定めるソフトウェアのバージョン交換等、また携帯情報端末又は特定携帯情報端末のハードウェア及びソフトウェアの仕様、機能等に伴う制限により、モバイルP A S M O又は Apple Pay の P A S M Oの全部もしくは一部のサービスが使用できない場合に生じた損害、その他いかなる不利益について、当社は一切の責任を負わない。</p> <p>6 共有設定P A S M Oにおいては、管理者または使用者による操作、利用またはこの特約に反する取扱い等により管理者又は使用者に不利益又は損害が生じた場合であっても、当事者間で解決するものとし当社は一切その責めを負わない。</p> <p>7 この特約等当社が定める範囲外での利用については、当社は一切の責任を負わないものとする。</p>

「オートチャージサービス取扱規則」 新旧対照表（抜粋）

<p style="text-align: center;">現行版</p>	<p style="text-align: center;">改定版</p>
<p style="text-align: center;">オートチャージサービス取扱規則</p>	<p style="text-align: center;">オートチャージサービス取扱規則</p>
<p style="text-align: right;">制 定 2007年 2月 1日 最終改定 2022年 3月12日</p>	<p style="text-align: right;">制 定 2007年 2月 1日 最終改定 2023年 3月18日</p>
<p>第1章 総則</p>	<p>第1章 総則</p>
<p>（目的）</p>	<p>（目的）</p>
<p>第1条 この規則は、株式会社パスモ（以下「当社」という。）が定めた「PASMO取扱規則」、「PASMO取扱規則に関する特約」及び「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」に関連して定める規則であり、当社と第4条第1項に定める会員契約を行った「PASMO取扱規則」に定める記名PASMOの使用者に対し、PASMO取扱事業者のうち鉄道事業者（以下、「PASMO鉄道事業者」という。）の自動改札機又は簡易改札機（以下あわせて「改札機」という。）による改札を受けて入場する際、又は入場処理がされているものの出場処理されていないPASMOにより改札を受けて出場する際に、PASMO内のバリュー残額が一定金額以下であり、かつオートチャージ設定情報が記録されたPASMOに対して当該改札機で一定金額を自動的にチャージし（以下このチャージを「オートチャージ」という。）、オートチャージした利用代金をクレジットカードで決済するサービス（以下これら一連のサービスを「オートチャージサービス」という。）及びその他オートチャージサービスに付帯するサービス（以下、オートチャージサービスと合わせて「オートチャージサービス等」という。）を提供する際の内容と使用条件を定めることを目的とする。</p>	<p>第1条 この規則は、株式会社パスモ（以下「当社」という。）が定めた「PASMO取扱規則」、「PASMO取扱規則に関する特約」、「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」及び「障がい者用PASMO取扱特約」に関連して定める規則であり、当社と第4条第1項に定める会員契約を行った「PASMO取扱規則」に定める記名PASMOの使用者に対し、PASMO取扱事業者のうち鉄道事業者（以下、「PASMO鉄道事業者」という。）の自動改札機又は簡易改札機（以下あわせて「改札機」という。）による改札を受けて入場する際、又は入場処理がされているものの出場処理されていないPASMOにより改札を受けて出場する際に、PASMO内のバリュー残額が一定金額以下であり、かつオートチャージ設定情報が記録されたPASMOに対して当該改札機で一定金額を自動的にチャージし（以下このチャージを「オートチャージ」という。）、オートチャージした利用代金をクレジットカードで決済するサービス（以下これら一連のサービスを「オートチャージサービス」という。）及びその他オートチャージサービスに付帯するサービス（以下、オートチャージサービスと合わせて「オートチャージサービス等」という。）を提供する際の内容と使用条件を定めることを目的とする。</p>
<p>（適用範囲）</p>	<p>（適用範囲）</p>
<p>第2条 PASMOにかかわる取扱いのうち、オートチャージサービス等にかかわる取扱いは、この規則の定めるところによる。この規則に定めのないPASMOの取扱いについては、「PASMO取扱規則」、「PASMO取扱規則に関する特約」及び「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」の定めるところによる。</p> <p>2 決済カードの取扱いについては、決済カードの規約の定めるところによる。</p> <p>3 当社は、この規則を相当な範囲で変更することがある。この場合、当社は変更の時期及び変更内容を予め当社ウェブサイトに掲載する。</p> <p>4 前項の変更後、会員がオートチャージ等の使用を行ったときは、当社は会員が当該変更内容を承認したものとみなす。</p> <p>5 この規則が改定された場合、以後のオートチャージサービス等についての取扱いは、改定された規則の定めるところによる。</p>	<p>第2条 PASMOにかかわる取扱いのうち、オートチャージサービス等にかかわる取扱いは、この規則の定めるところによる。この規則に定めのないPASMOの取扱いについては、「PASMO取扱規則」、「PASMO取扱規則に関する特約」、「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」及び「障がい者用PASMO取扱特約」の定めるところによる。</p> <p>2 決済カードの取扱いについては、決済カードの規約の定めるところによる。</p> <p>3 当社は、この規則を相当な範囲で変更することがある。この場合、当社は変更の時期及び変更内容を予め当社ウェブサイトに掲載する。</p> <p>4 前項の変更後、会員がオートチャージ等の使用を行ったときは、当社は会員が当該変更内容を承認したものとみなす。</p> <p>5 この規則が改定された場合、以後のオートチャージサービス等についての取扱いは、改定された規則の定めるところによる。</p>
<p>第2章 オートチャージ会員契約</p>	<p>第2章 オートチャージ会員契約</p>
<p>（会員登録と契約の成立）</p>	<p>（会員登録と契約の成立）</p>
<p>第4条 オートチャージサービスの会員契約は、会員希望者が、この規則及びこれに基づいて定められた規程を承認かつ同意し、当社が定めた手続きに基づいて当社指定の申込方法で登録希望の申込みを行い、当社指定のクレジットカード会社が登録希望のあったクレジットカードを決済カードとして承認し、第7条に定めるオートチャージ設定情報追加の登録を行ったとき、又は当社において、新規設定PASMOの交付のための会員登録手続きを完了したときに、当社と会員の間に成立する。なお、クイックチャージは、オートチャージサービスの自動付帯サービスとする。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する場合、当社は会員希望者の会員登録を承認しない。この場合、会員希望者が申込みのために提出又は入力した情報等は、当社が特に認めた場合を除き、返却しない。なお、本条に基づく会員希望者の不利益に対し、当社はその責めを負わない。</p> <p>(1) 申込み方法の誤りや、提出又は入力した情報等における不足、不鮮明、その他申込みの不備があった場合</p> <p>(2) 会員希望者、記名PASMOの使用者、登録希望のあった決済カードの名義人が同一人でない場合、又は生年月日が一致しない場合</p>	<p>第4条 オートチャージサービスの会員契約は、会員希望者が、この規則及びこれに基づいて定められた規程を承認かつ同意し、当社が定めた手続きに基づいて当社指定の申込方法で登録希望の申込みを行い、当社指定のクレジットカード会社が登録希望のあったクレジットカードを決済カードとして承認し、第7条に定めるオートチャージ設定情報追加の登録を行ったとき、又は当社において、新規設定PASMOの交付のための会員登録手続きを完了したときに、当社と会員の間に成立する。なお、クイックチャージは、オートチャージサービスの自動付帯サービスとする。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する場合、当社は会員希望者の会員登録を承認しない。この場合、会員希望者が申込みのために提出又は入力した情報等は、当社が特に認めた場合を除き、返却しない。なお、本条に基づく会員希望者の不利益に対し、当社はその責めを負わない。</p> <p>(1) 申込み方法の誤りや、提出又は入力した情報等における不足、不鮮明、その他申込みの不備があった場合</p> <p>(2) 会員希望者、記名PASMOの使用者、登録希望のあった決済カードの名義人が同一人でない場合、又は生年月日が一致しない場合</p>

- (3) 登録希望のP A S M Oが無記名P A S M Oである場合
- (4) 登録希望のP A S M Oがオートチャージサービスの有効期限内、又は申込み時においてオートチャージサービスの有効期限到来による退会后6箇月以内のP A S M Oである場合
- (5) 登録希望のP A S M Oが一体型P A S M Oの場合で当該一体型P A S M O以外のクレジットカードを決済カードとする申込みの場合、又は登録希望の決済カードが一体型P A S M Oの場合で当該一体型P A S M O以外のP A S M Oへの設定情報追加を希望する申込みの場合
- (6) 登録希望の決済カードが当社指定のクレジットカードではない場合
- (7) 登録希望の決済カードがすでにオートチャージサービスの会員登録がされたクレジットカードである場合、又はP A S M Oの払いもどしを行った後の一体型P A S M Oである場合（一体型P A S M Oの移替えによる払いもどしの場合を含む。）
- (8) 登録希望の決済カードを取り扱うクレジットカード会社が、会員希望者のクレジットカードを決済カードとして承認しなかった場合
- (9) その他当社が会員希望者を会員とすることを不適当と判断した場合

- (3) 登録希望のP A S M Oが無記名P A S M Oである場合
- (4) 登録希望のP A S M Oが介護者P A S M Oである場合
- (5) 登録希望のP A S M Oがオートチャージサービスの有効期限内、又は申込み時においてオートチャージサービスの有効期限到来による退会后6箇月以内のP A S M Oである場合
- (6) 登録希望のP A S M Oが一体型P A S M Oの場合で当該一体型P A S M O以外のクレジットカードを決済カードとする申込みの場合、又は登録希望の決済カードが一体型P A S M Oの場合で当該一体型P A S M O以外のP A S M Oへの設定情報追加を希望する申込みの場合
- (7) 登録希望の決済カードが当社指定のクレジットカードではない場合
- (8) 登録希望の決済カードがすでにオートチャージサービスの会員登録がされたクレジットカードである場合、又はP A S M Oの払いもどしを行った後の一体型P A S M Oである場合（一体型P A S M Oの移替えによる払いもどしの場合を含む。）
- (9) 登録希望の決済カードを取り扱うクレジットカード会社が、会員希望者のクレジットカードを決済カードとして承認しなかった場合
- (10) その他当社が会員希望者を会員とすることを不適当と判断した場合